

「新しい学習指導要領」にみる複式社会科授業のあり方

著者	伊藤 正, 八田 明夫
雑誌名	鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要. 特別号
巻	5
ページ	63-70
別言語のタイトル	A Method of Social Studies Teaching in Combined Class
URL	http://hdl.handle.net/10232/8944

「新しい学習指導要領」にみる複式社会科授業のあり方 伊藤正・八田明夫（教育学部 社会・理科専修）

A Method of Social Studies Teaching in Combined Class

ITO Tadashi・HATTA Akio

はじめに

複式授業の形態は「学年別指導案」と「同単元指導案」とに大別されるが、前者は一つの学級で異なる学年の異なる内容の授業を同時並行に行なう形態である。前回、筆者はこの形態で行なわれた三大学連携に伴う複式授業および授業研究会に参加する機会に恵まれ、東城小および宇宿小で行なわれた二つの授業実践に関する報告とこの形態における複式授業指導法の問題点および展望について考察した¹。今回は「新しい学習指導要領」（資料 1 参照）に即して「学年別指導案」の複式授業のあり方を社会科について考えてみたい。

1. 各学年の目標および内容

各学年の目標、内容および内容の取り扱いを見てまず気づくのは、3年と4年が同一であるということである。周知のように、「学年別指導案」は一つの学級で異なる学年の異なる内容の授業を同時並行に行なう形態であるから、各学年の目標、内容および内容の取り扱いが同じであるということは、授業自体が非常にやり易いことを示している。「同単元指導案」は「A年度B年度案」、「完全一本案（2回繰り返し案）」、「一本案」および「折衷案」に細分されている²。3・4年の「学年別指導」の場合は、授業のあり方として可能な限り同じ内容で、学年差を考慮して指導する「同単元指導・一本案」と事実上同じであると考えられる。本来の「学年別指導案」特有の難しさが、かなり取り除かれる。

しかし、3・4年複式学級で完全な単式的な授業形態を取ると、3年生が4年になる時に転校した場合、学習内容の欠落が生じる場合がある。「社会」の教科書は、3・4年上と3・4年下に分かれているため、3・4年複式学級で単式的に授業を行えば、隔年で「下」を先に学ぶ児童がでる。その児童が転校した場合、「上」を学んでいないのに、転校先で4年生として再び「下」を学ぶことになる。児童の転校を考えなくとも、教科書作りで「上」と「下」に分けて作成する時、児童の発達段階を考慮している部分があるので、単式的に授業をすると発達段階を無視することになる。従って、3・4年複式学級では、社会科も「学年別」の指導を行わなければいけない。

¹ 伊藤正「複式社会科授業の研究 ―「学年別指導案」による二つの授業実践例―」『鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要』特別号 4号（2008）、63-74頁。

² 八田明夫「習熟度別指導に役立つ複式授業指導法の研究」『鹿児島大学教育学部教育紀要』58号（2007年）、197頁参照。

5・6年の場合は事情が異なる。5年と6年を比べてみると目標、内容および内容の取り扱いがかなり異なるから、この学年においては本来の「学年別指導案」でゆく他ない。

2. 指導計画の作成

指導計画の作成に当たって配慮すべきことのうち、次の2点について考えてみよう。

(1) 各学年においては、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や調査・見学などの体験的な活動やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。

(2) 博物館や郷土資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を取り入れるようにすること。

以上2点はともに学校外での観察、調査および見学を学習に取り入れようとするものである。では実際に異学年を同時に指導する場合にはどのような配慮が必要であろうか。

この学習方法は3・4年に適しており、またやり易い。まず(1)については、内容の(1)(2)(3)(4)が、(2)については、内容(5)がそれに該当するからである。つまり、3・4年の場合は、学校外での観察、調査および見学を取り入れた同一内容の学習テーマが容易に設定できるのである。これに対して学校外での観察、調査および見学を取り入れた学習は5・6年には不向きである。なぜならば、内容的にみて、両学年間に同一の学習テーマを設定しにくく、同一の目的および同一の施設(例えば博物館)での学習指導が困難なためである。5・6年の場合には学校外での観察、調査および見学を取り入れた学習法は本来的に求められていないのではないか。指導計画の作成に当たって配慮すべきことの3点目、「(3) 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを利用して、資料の収集・活用・整理などを行なうようにすること」が、5・6年の学習法の基本になるのではないかと思われる。5年生の内容(1)―(4)ならびに6年生の内容(1)―(3)は、学習内容こそ異なるけれども、ともに「調べ学習」を中心とするもので、学年差(=児童の発達の段階)に応じた「主体的な学習」を促すものと言える。

3 学年別の視点

各学年の指導にあたって、学年差を十分配慮し、それに応じた学習資料を児童に提供するように心がけることが肝要である。「新しい学習指導要領」において、3・4年生の場合には学校外での観察・見学、つまり「見ること」に重きが置かれる。これに対して5・6年生の場合には思考力を身につけること、すなわち「考えること」に重きが置かれている。このような学習の方法上の相違を「学年別指導法」に役立てることが極めて重要である。

それは、換言すれば、「見ること」と「考えること」に力点を置いた「調べ学習」を実践することであり、このことによって、結果的に、児童による「主体的な学習」が育まれることになる。「学年別指導法」における間接指導時の「主体的な学習」が「学年別指導法」においていかに大切であるかをここで繰り返す必要はあるまい。「学年別指導法」が本領を

発揮できるのは、社会科の場合、5・6年生の学習指導においてであると言うことができよう。

5・6年生社会科の実践例および指導法については、註1所引の拙稿63－66頁参照。

以下に新学習指導要領 社会を資料としてあげる。5、6年における学年別の目標・内容の違いを明確にするために、5・6年は2段にして示した（資料1）。

資料1

第2章 各教科 第2節 社会

第1 目標：社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

第2 各学年の目標及び内容 [第3学年及び第4学年]

2 内容

(1) 自分たちの住んでいる身近な地域や市（区、町、村）について、次のことを観察、調査したり白地図にまとめたりして調べ、地域の様子は場所によって違いがあることを考えるようにする。

ア 身近な地域や市（区、町、村）の特色ある地形、土地利用の様子、主な公共施設などの場所と働き、交通の様子、古くから残る建造物など

(2) 地域の人々の生産や販売について、次のことを見学したり調査したりして調べ、それらの仕事に携わっている人々の工夫を考えるようにする。

ア 地域には生産や販売に関する仕事があり、それらは自分たちの生活を支えていること。

イ 地域の人々の生産や販売に見られる仕事の特色及び国内の他地域などのかかわり

(3) 地域の人々の生活にとって必要な飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、これらの対策や事業は地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上に役立っていることを考えるようにする。

ア 飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理と自分たちの生活や産業とのかかわり

イ これらの対策や事業は計画的、協力的に進められていること。

(4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。

ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。

イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。

(5) 地域の人々の生活について、次のことを見学、調査したり年表にまとめたりして調べ、人々の生活の変化や人々の願い、地域の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦心を考えるようにする。

ア 古くから残る暮らしにかかわる道具、それらを使っていたころの暮らしの様子

イ 地域の人々が受け継いできた文化財や年中行事

ウ 地域の発展に尽くした先人の具体的事例

(6) 県（都、道、府）の様子について、次のことを資料を活用したり白地図にまとめたりして調べ、県

<p>(都, 道, 府) の特色を考えるようにする。</p> <p>ア 県(都, 道, 府)内における自分たちの市(区, 町, 村)及び我が国における自分たちの県(都, 道, 府)の地理的位置, 47都道府県の名称と位置</p> <p>イ 県(都, 道, 府)全体の地形や主な産業の概要, 交通網の様子や主な都市の位置</p> <p>ウ 県(都, 道, 府)内の特色ある地域の人々の生活</p> <p>エ 人々の生活や産業と国内の他地域や外国とのかかわり</p>	
<p>〔第5学年〕</p> <p>1 目標</p> <p>(1) 我が国の国土の様子, 国土の環境と国民生活との関連について理解できるようにし, 環境の保全や自然災害の防止の重要性について関心を深め, 国土に対する愛情を育てるようにする。</p> <p>(2) 我が国の産業の様子, 産業と国民生活との関連について理解できるようにし, 我が国の産業の発展や社会の情報化の進展に関心をもつようにする。</p> <p>(3) 社会的事象を具体的に調査するとともに, 地図や地球儀, 統計などの各種の基礎的資料を効果的に活用し, 社会的事象の意味について考える力, 調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。</p>	<p>〔第6学年〕</p> <p>1 目標</p> <p>(1) 国家・社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産について興味・関心と理解を深めるようにするとともに, 我が国の歴史や伝統を大切に, 国を愛する心情を育てるようにする。</p> <p>(2) 日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方及び我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割を理解できるようにし, 平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにする。</p> <p>(3) 社会的事象を具体的に調査するとともに, 地図や地球儀, 年表などの各種の基礎的資料を効果的に活用し, 社会的事象の意味をより広い視野から考える力, 調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。</p>
<p>〔第5学年〕</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 我が国の国土の自然などの様子について, 次のことを地図や地球儀, 資料などを活用して調べ, 国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。</p> <p>ア 世界の主な大陸と海洋, 主な国の名称と位置, 我が国の位置と領土</p> <p>イ 国土の地形や気候の概要, 自然条件から見て特色ある地域の人々の生活</p> <p>ウ 公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さ</p>	<p>〔第6学年〕</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 我が国の歴史上の主な事象について, 人物の働きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財, 資料などを活用して調べ, 歴史を学ぶ意味を考えるようにするとともに, 自分たちの生活の歴史的背景, 我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深めるようにする。</p> <p>ア 狩猟・採集や農耕の生活, 古墳について調べ, 大和朝廷による国土の統一の様子が分かること。その際, 神話・伝承を調べ, 国の形成に関する考え方などに関心をもつこと。</p> <p>イ 大陸文化の摂取, 大化の改新, 大仏造営の様子, 貴族の生活について調べ, 天皇を中心とした政治が確立されたことや日本風の文化が起こったことが分かること。</p>

<p>エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止</p> <p>(2) 我が国の農業や水産業について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、それらは国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることや自然環境と深いかかわりをもって営まれていることを考えるようにする。</p> <p>ア 様々な食料生産が国民の食生活を支えていること、食料の中には外国から輸入しているものがあること。</p> <p>イ 我が国の主な食料生産物の分布や土地利用の特色など</p> <p>ウ 食料生産に従事している人々の工夫や努力、生産地と消費地を結ぶ運輸などの働き</p> <p>(3) 我が国の工業生産について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、それらは国民生活を支える重要な役割を果たしていることを考えるようにする。</p> <p>ア 様々な工業製品が国民生活を支えていること。</p> <p>イ 我が国の各種の工業生産や工業地域の分布など</p> <p>ウ 工業生産に従事している人々の工夫や努力、工業生産を支える貿易や運輸などの働き</p> <p>(4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを</p>	<p>ウ 源平の戦い、鎌倉（かまくら）幕府の始まり、元との戦いについて調べ、武士による政治が始まったことが分かること。</p> <p>エ 京都の室町に幕府が置かれたころの代表的な建造物や絵画について調べ、室町文化が生まれたことが分かること。</p> <p>オ キリスト教の伝来、織田（おだ）・豊臣（とよとみ）の天下統一、江戸幕府の始まり、参勤交代、鎖国について調べ、戦国の世が統一され、身分制度が確立し武士による政治が安定したことが分かること。</p> <p>カ 歌舞伎（かぶき）や浮世絵、国学や蘭学（らんがく）について調べ、町人の文化が栄え新しい学問が起こったことが分かること。</p> <p>キ 黒船の来航、明治維新、文明開化などについて調べ、廃藩置県や四民平等などの諸改革を行い、欧米の文化を取り入れつつ近代化を進めたことが分かること。</p> <p>ク 大日本帝国憲法の発布、日清（にっしん）・日露の戦争、条約改正、科学の発展などについて調べ、我が国の国力が充実し国際的地位が向上したことが分かること。</p> <p>ケ 日華事変、我が国にかかわる第二次世界大戦、日本国憲法の制定、オリンピックの開催などについて調べ、戦後我が国は民主的な国家として出発し、国民生活が向上し国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことが分かること。</p> <p>(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。</p> <p>ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。</p> <p>イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。</p> <p>(3) 世界の中の日本の役割について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、外国の人々と共に生きていくためには異なる文化や習慣を理解し合うことが大切であること、世界平和の大切さと我が国が世界において重要な役割を果たしていることを考えるように</p>
--	--

<p>考えるようにする。</p> <p>ア 放送, 新聞などの産業と国民生活との かかわり</p> <p>イ 情報化した社会の様子と国民生活との かかわり</p>	<p>する。</p> <p>ア 我が国と経済や文化などの面でつながりが深い国の 人々の生活の様子</p> <p>イ 我が国の国際交流や国際協力の様子及び平和な国際社 会の実現に努力している国際連合の働き</p>
<p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の (1) については, 次のとおり 取り扱うものとする。</p> <p>ア アの「主な国」については, 近隣の諸 国を含めて取り上げるものとする。そ の際, 我が国や諸外国には国旗があること を理解するとともに, それを尊重する態度 を育てよう配慮すること。</p> <p>イ イの「自然条件から見て特色ある地域」 については, 事例地を選択して取り上げ, 自然環境に適応しながら生活している人々 の工夫を具体的に扱うこと。</p> <p>ウ ウについては, 大気汚染, 水質汚 濁などの中から具体的事例を選択して取り 上げること。</p> <p>エ エについては, 我が国の国土保全等の 観点から扱うようにし, 森林資源の育成や 保護に従事している人々の工夫や努力及び 環境保全のための国民一人一人の協力の必 要性に気付くよう配慮すること。</p>	<p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の (1) については, 次のとおり取り扱うもの とする。</p> <p>ア 児童の興味・関心を重視し, 取り上げる人物や文化遺産 の重点の置き方に工夫を加えるなど, 精選して具体的に理解 できるようにすること。その際, ケの指導に当たっては, 児 童の発達の段階を考慮すること。</p> <p>イ 歴史学習全体を通して, 我が国は長い歴史をもち伝統や 文化をはぐくんできたこと, 我が国の歴史は政治の中心地や 世の中の様子などによって幾つかの時期に分けられること に気付くようにすること。</p> <p>ウ アの「神話・伝承」については, 古事記, 日本書紀, 風 土記などの中から適切なものを取り上げること。</p> <p>エ アからクまでについては, 例えば, 次に掲げる人物を取 り上げ, 人物の働きを通して学習できるように指導するこ と。</p> <p>卑弥呼(ひみこ), 聖徳太子(しょうとくたいし), 小野妹子(お ののいもこ), 中大兄皇子(なかのおおえのおうじ), 中臣鎌足 (なかとみのかまたり), 聖武(しょうむ)天皇, 行基(ぎょうき), 鑑真(がんじん), 藤原道長(ふじわらのみちなが), 紫式部(む らさきしきぶ), 清少納言(せいしょうなごん), 平清盛(たいら のきよもり), 源頼朝(みなものよるとも), 源義経(みなもの よしのつね), 北条時宗(ほうじょうときむね), 足利義満(あし かがよしみつ), 足利義政(あしかがよしまさ), 雪舟(せつしゅ う), ザビエル, 織田信長(おだのぶなが), 豊臣秀吉(とよとみ ひでよし), 徳川家康(とくがわいえやす), 徳川家光(とくがわ いえみつ), 近松門左衛門(ちかまつもんざえもん), 歌川(うた がわ) (安藤(あんどう)) 広重(ひろしげ), 本居宣長(もとおり のりなが), 杉田玄白(すぎたげんぱく), 伊能忠敬(いのうただ たか), ペリー, 勝海舟(かつかいしゅう), 西郷隆盛(さいごう たかもり), 大久保利通(おおくぼとしみち), 木戸孝允(きどた</p>

<p>(2) 内容の(2)のウについては、農業や水産業の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、稲作のほか、野菜、果物、畜産物、水産物などの生産の中から一つを取り上げるものとする。</p> <p>(3) 内容の(3)のウについては、工業の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、金属工業、機械工業、石油化学工業、食料品工業などの中から一つを取り上げるものとする。</p> <p>(4) 内容の(2)のウ及び(3)のウにかかわって、価格や費用、交通網について取り扱うものとする。</p> <p>(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。 ア アについては、放送、新聞などの中から選択して取り上げること。 イ イについては、情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めて</p>	<p>かよし)、明治天皇、福沢諭吉(ふくざわゆきち)、大隈重信(おおくましげのぶ)、板垣退助(いたがきたいすけ)、伊藤博文(いとうひろぶみ)、陸奥宗光(むつむねみつ)、東郷平八郎(とうごうへいはちろう)、小村寿太郎(こむらじゅたろう)、野口英世(のぐちひでよ)</p> <p>オ アからケまでについては、例えば、国宝、重要文化財に指定されているものや、そのうち世界文化遺産に登録されているものなどを取り上げ、我が国の代表的な文化遺産を通して学習できるように配慮すること。</p> <p>(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。 ア 政治の働きと国民生活との関係を具体的に指導する際には、各々の国民の祝日に関心をもち、その意義を考えさせるよう配慮すること。 イ 国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割などについても扱うようにすること。 ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。 エ イの「天皇の地位」については、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい具体的な事項を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすること。また、イの「国民としての権利及び義務」については、参政権、納税の義務などを取り上げること。</p> <p>(3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。 ア アについては、我が国とつながりが深い国から数か国を取り上げること。その際、それらの中から児童が一か国を選択して調べるよう配慮し、様々な外国の文化を具体的に理解できるようにするとともに、我が国や諸外国の伝統や文化を尊重しようとする態度を養うこと。 イ イの「国際交流」についてはスポーツ、文化の中から、「国際協力」については教育、医学、農業などの分野で世界に貢献している事例の中から、それぞれ選択して取り上げ、</p>
---	---

<p>いる教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げること。</p>	<p>国際社会における我が国の役割を具体的に考えるようにすること。</p> <p>ウ イの「国際連合の働き」については、網羅的、抽象的な扱いにならないよう、ユニセフやユネスコの身近な活動を取り上げて具体的に調べるようにすること。</p> <p>エ ア及びイについては、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること。</p>
<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 各学校においては、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や調査・見学などの体験的な活動やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。</p> <p>(2) 博物館や郷土資料館等の施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を取り入れるようにすること。</p> <p>(3) 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、資料の収集・活用・整理などを行うようにすること。また、第4学年以降においては、教科用図書「地図」を活用すること。</p> <p>(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 各学年の指導については、児童の発達段階を考慮し社会的事象を公正に判断できるようにするとともに、個々の児童に社会的な見方や考え方が養われるようにすること。</p> <p>(2) 各学年において、地図や統計資料などを効果的に活用し、我が国の都道府県の名称と位置を身に付けることができるように工夫して指導すること。</p>	